

出願・入試に関してよくあるご質問

1 高校生活について――――――――――

Q 高校で運動部に入りたいのですが、その場合はスポーツ創志科以外では入れないのですか。

男女の体操部を除いては各学科での入部制限はありません。スポーツ創志科以外に所属していても、男女体操部以外の運動部への入部は可能です。ただし、活動状況を考えるとスポーツ創志科在籍が望ましいという部もあります。詳しくは部活動顧問にお問い合わせください。

Q 入学後に学科を変更できますか。

原則としてできません。高校では卒業までに必ず学ばなければならない科目(必履修科目)が決まっています。本校では学科毎に3年間を見通したカリキュラムを編成しており、必履修科目を学ぶ学年がそれそれ違います。そのため、学科間の移動は原則としてはできません。

Q 「学園バス」について教えてください。

現在8コースを運行しており、多くの生徒が利用しています(詳細は本校HP参照)。料金については公共交通機関よりもかなり割安です。利用を希望する場合は入学時に手続きをしてください。

※ 料金およびバス停については、令和7年4月から改定を予定しています。

Q 「女子寮」があると聞いたのですが、入寮可能ですか。

本校には遠隔地から入学してくる女子のための寮として「学習宿泊棟」を設置しています。入寮についてはその時の空室状況によります。詳しくは入試担当者にお問い合わせください。

Q 仙台大学への特別入学制度があると聞いたのですが、学科によって有利や不利はありますか。

本校から仙台大学を受験する場合、「学校推薦型選抜(特別)」を活用でき、合格した場合入学金が免除になります。また、学科による有利不利はありません。

Q 普通科の各類型および系統が、少人数のため開設されないことはありますか。

普通科の類型・系統は入学後に選択します。その際、人数によって開設されないということはありません。

2 出願について

Q パソコンやプリンターがない場合、どのように出願登録や印刷を行えばよいですか。

インターネット接続ができるスマートフォン等からも出願登録を行うことができます。印刷も、コンビニエンスストアの端末を利用して行うことができます。また、本校にて Web 出願登録説明会などを実施予定です。詳しい情報は今後ホームページで公開します。

Q「推薦入試」に出願する場合、同時に「一般入試」に出願することは可能ですか。それとも、「推薦入試」の結果が出てからの方が良いのですか。

「推薦」・「一般」を同時期に出願することは可能です。推薦入試の結果が出てから、改めて一般入試に出願しても構いません。なお、『入学検定料』は別時期に出願した場合でも 1 回分(12,000円)となります。

Q「推薦入試」の当日、体調不良のため欠席してしまいました。この場合、「推薦入試」で第1志望とした学科を「一般入試」で受験することは可能ですか。

可能です。「一般入試」に出願していない場合は、期限内に出願の手続きをしてください。既に「推薦入試」の時に入学検定料をお納めいただいているので、検定料納入の必要はありません。

QP. 4の奨学生推薦の基準に当てはまります。「奨学生推薦入試」を受けようと思うのですが、どのような手続きが必要ですか。

奨学生推薦は中学校の校長先生の推薦(公立併願型のみ証明書)が必要です。中学校の先生に相談し、中学校を通じて本校に連絡してください。なお、詳細について知りたい場合は、本校入試担当者にお問い合わせください。

QP. 7に「一般入試奨学生制度」とありましたが出願の時に何か手続き等が必要ですか。

手続き等は必要ありません。一般入試(一般)の学力試験の得点が基準を満たしている場合、入試結果通知書に、一般入試奨学生決定通知書を同封します。なお、専願入試についてはこの制度は適用されません。

3 入試について

Q面接試験は、どのように行われるのですか。

面接官 2 人と受験生による個人面談(10 分程度)を行います。保護者同伴面接(15 分程度)の場合は、ここに保護者の方が加わります。保護者同伴面接の集合時間については、個別に設定されるので必ず受験票で確認してください。

Q一般入試A日程とB日程では、試験問題の難易度は異なりますか。

難易度に差はありません。問題の質・量ともに同程度になるよう作成しています。

Qリスニングテストはどのように行うのですか。

一斉放送による聞き取りテストを行います。試験開始前に注意事項を説明します。

Q推薦入試で合格しました。一般入試にも出願している場合、一般入試を受けた方がいいのですか。

推薦入試で合格した場合、一般入試は受験できません。その際、辞退届の提出は不要です。

Q宮城県外から出願する場合も、宮城県の「公立高等学校入学者選抜調査書」を提出しなければなりませんか。

各都道府県で使用している調査書の様式で作成をお願いします。